## 全日私幼連

# FAX速報

No.184号・平成22年12月13日 全日私幼連広報委員会 FAX 03-3263-7038

#### ◆政府 子ども・子育て新システム検討会議

#### こども指針(仮称)ワーキング(第3回会合)開催される

12月13日(月)、政府の子ども・子育て新システム検討会議の「こども指針(仮称)ワーキング」の第3回の会合が開催されました。

教育・保育の定義について(案)は、別紙資料『1.法制上の取扱い』、『法制上の取扱い案(イメージ図)』、『指針上の取扱い』、『指針上の取扱い案(イメージ図)』を中心に議論され、概ね了解とする雰囲気でした。また、『指針上の取扱い案(イメージ図)』については、各委員から「養護」「教育」「家庭教育」「保育」等の文言整理を行うよう意見・要望がありました。

こども指針(仮称)の構成等について(案)は、これまでの幼稚園教育要領・保育所保育指針を基準とし、改訂したばかりの要領と指針を最大限に生かす方向等で検討することが確認されました。

[今号は6枚]

#### 1. 法制上の取扱い

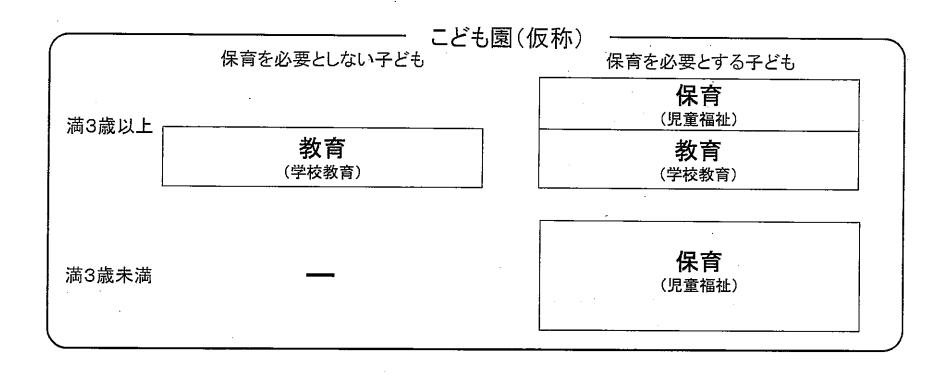
- こども園(仮称)は、学校としての位置づけと、児童福祉施設としての位置づけを合わせ持ち、学校教育と児童福祉を一体的に提供するものである。こども園(仮称)は、これまで幼稚園と保育所が果たしてきた役割を踏まえた役割を果たす必要がある。
  - ① これまで幼稚園が果たしてきた満3歳以上の子どもに対して、<u>学校教育としての「教育」を提供する役割</u>
  - ② これまで保育所が果たしてきた保育を必要とする子どもに対して、児童福祉として「保育」を提供する役割
- このように、こども園(仮称)は、学校としての位置づけ、児童福祉施設としての位置づけという二つの位置づけがあることから、法制上は、学校教育としての役割と、児童福祉としての役割を、それぞれ明確に規定する必要がある。

「教育」・・・ 満3歳以上のすべての子どもに対して保障する学校教育

「保育」・・・ 家庭の状況等に応じて保育を必要とする子どもに対して保障する 児童福祉

### 法制上の取扱い案(イメージ図)

- 満3歳以上児については、標準的な教育時間の教育をすべての子どもに保障。 また、教育の保障に加え、保護者の就労時間等に応じ、保育を必要とする子ど もには、保育を保障。
- 満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じ、保育を保障。



#### 2. 指針上の取扱い

○ 幼稚園においては、「教育」(教師の適切な環境構成の下、幼児同士の集団的なかかわりなど、家庭ではできない多様な体験を通して主体性や社会性を育むこと等)を行っている。

また、幼児期の発達の特性を踏まえる必要があることから、幼稚園の教育においても、一定の「養護」が必要とされる。

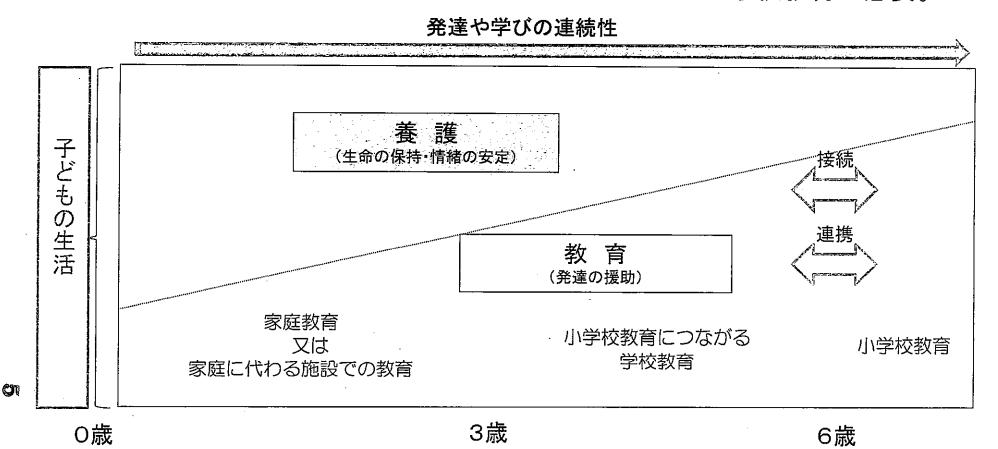
○ 保育所においては、子どもの状況や発達過程を踏まえ、「養護」及び「教育」を 一体的に行っている。

保育所で行われる「教育」は、保育を必要とする子どもに対し、子どもの生活全般を保障する中で提供される家庭に代わる教育※であるが、満3歳以上の子どもに対しては、幼稚園教育要領との整合性を図った保育所保育指針に基づき、「教育」を行うという運用がなされている。

- ※ 保育所における保育は、家庭との緊密な連携において行われるものであるが、保育には、入所している多数の子どもとの間に愛着関係や信頼関係を構築することが求められること、複数の保育士で多数の子どもを保育するため保育士同士の緊密な連携が求められること、子ども集団全体の健康及び安全の確保が求められることなど、家庭には求められない専門性が必要となる。
- このように、幼稚園及び保育所においては、広い意味\*では共通の「教育」を行うとともに、「養護」を必要とし、又は行っていることから、こども指針(仮称)においては、「教育」及び「養護」を使用することとしてはどうか。
  - ※ 教育基本法第11条に規定する幼児期の教育とは、おおむね生後から小学校就学前の時期の幼児を対象として、幼児が生活するすべての場において行われる教育を総称したものと解される。具体的には、幼稚園等における教育、家庭における教育、地域社会における様々な教育活動を含む、拡がりをもった概念としてとらえられる。したがって、保育所において行われる教育もこれに含まれる。

#### 指針上の取扱い案(イメージ図)

- 幼児期は生涯にわたる人格形成にとって極めて重要な時期であり、就学前の子どもの発達過程においては、「養護」と「教育」(いわゆる「保育」)のいずれも受けられるようにすることが必要。
- 養護と教育は、画然と分けられるものではないが、子どもの年齢や発達によって、それぞれの比重は異なる。
- 〇 満3歳以上の子どもについては、小学校教育につながる学校教育が必要。



#### (3)こども指針(仮称)の対象範囲(対応案)

- こども指針(仮称)については、
  - ① 家庭における子育で・教育にも資する観点から、子ども・子育でに関する 理念を示すものとするとともに、
  - ② 質の高い幼児教育・保育を保障する観点から、施設における教育・保育 の基準とする こととしてはどうか。
- こども指針(仮称)における「子ども」については、施設における教育・保育 の対象となる小学校就学前の乳児及び幼児をその対象として策定することと してはどうか。

(ただし、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、小学校以降の子どもの成長・育成を見通したものとして策定することとしてはどうか。)